

「新宿区障害者計画、第2期新宿区障害児福祉計画・第6期新宿区障害福祉計画」（素案）パブリック・コメント等の実施結果（概要）

**I パブリック・コメントにおける意見について**

**1 実施期間**

令和2年11月15日（日）から令和2年12月15日（火）まで

**2 意見提出者および提出方法**

意見提出者	28名・団体
ホームページ	9名・団体
持参	1名・団体
ファックス	14名・団体
郵送	0名・団体
その他（説明会会場等）	4名・団体
合 計	28名・団体

**3 意見数および意見の計画への反映等**

意見数 124件

	意見項目の内訳	件数	該当No.
1	計画全般に関する意見	9件	1～9
2	第1部 総論	3件	10～12
3	第2部 障害者計画	110件	13～122
4	第3部 障害児福祉計画・障害福祉計画	2件	123～124
5	その他・個別の要望	0件	
	合 計	124件	

**意見の計画への反映等**

A 意見の趣旨を計画に反映する、意見を踏まえて修正する	6件
B 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	35件
C 意見の趣旨に沿って計画を推進する	8件
D 今後の取組の参考とする	32件
E 意見として伺う	42件
F 質問に回答する	1件
G その他	0件
合 計	124件

## Ⅱ 障害者団体への説明会における意見について

### 1 説明会の実施結果

	月日	時間	会場	参加人数
1	11月16日(月)	10:00~11:30	区立障害者福祉センター	25名
2	11月18日(水)	10:30~12:00	302会議室	13名
3	12月4日(金)	10:00~11:30	区立障害者福祉センター	18名
	合 計			56名

### 2 意見数

意見数 70件

	意見項目の内訳	件数	該当No.
1	計画全般に関する意見	1件	1
2	第1部 総論	2件	2~3
3	第2部 障害者計画	49件	4~52
4	第3部 障害児福祉計画・障害福祉計画	18件	53~70
5	その他・個別の要望	0件	
	合 計	70件	

### 3 意見の計画への反映等

#### 意見の計画への反映等

A 意見の趣旨を計画に反映する、意見を踏まえて修正する	3件
B 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	8件
C 意見の趣旨に沿って計画を推進する	3件
D 今後の取組の参考とする	1件
E 意見として伺う	31件
F 質問に回答する	24件
G その他	0件
合 計	70件

## ■パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方

No.	素案頁	施策別	意見要旨	区の考え方
<b>計画全体</b>				
1	-	計画全体	新計画として、成果目標と福祉サービス量を検討しながら進めていくということがいい。	F ご質問に回答します。 障害福祉計画において、新たな成果目標と福祉サービス量の見込み量を設定し、進めていきます。
2	-	計画全体	視覚障害者への施策への言及がほとんどされていない。高齢化の進む将来に不安を抱えており、何らかの施策が必要である。	B ご意見の趣旨は計画の方向性と同じです。 障害者計画において視覚障害者への施策を示しているほか、高齢者になっても地域で暮らし続けるため、介護サービス関係者と連携をとり施策を進めます。65歳以上になると介護保険制度が優先されますが、同行援護など介護保険にないサービスは引き続き障害福祉サービスが利用できます。また、障害福祉計画においても、同行援護や日常生活用具の提供の見込み量を示しています。 障害者計画では、個別施策㉗「コミュニケーション支援・移動支援の充実」や個別施策㉘「ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進」として掲載しています。
3	-	計画全体	制度拡充のためには財政支援の検討が重要である。	E ご意見として伺います。 障害者計画に掲げている障害者施策については、各年度の予算との整合を図り、計画的に推進していきます。
4	-	計画全体	具体的な施策が乏しく、目標に挙げる数字にも根拠に欠けたものしかないように思える。	E ご意見として伺います。 成果目標等については国の基本指針に基づき、障害者生活実態調査での自由意見や障害者団体からの要望など、障害者の意向を把握し、区の実情を踏まえたうえで策定します。
5	-	計画全体	本素案は、区のホームページ以外の資料として大変わかり易く勉強させてもらった。	E ご意見として伺います。 今後も、素案をもとに障害者計画等を充実したものとしていきます。
6	-	計画全体	コロナ禍による利用控えなどで経営困難に陥っている障害福祉サービス事業者への緊急支援を計画化すること。	E ご意見として伺います。 国は、介護報酬や障害福祉サービス等報酬における減収を補う様々な臨時的取扱い等経済的支援策を継続し、東京都において、感染症対策に要する物品購入費用の助成と職員への慰労金支給の受付が始まっており、区として独自の財政支援は考えていません。
7	-	計画全体	従事者に対する定期的なPCR検査を実施すること。	E ご意見として伺います。 令和2年度、障害福祉サービス事業所及び介護サービス事業所の職員に対するPCR検査を実施しています。 今回のPCR検査事業を実施する中で、各事業所の意見を聞きながら、国の動向を注視し、効果的な支援方法を検討します。
8	-	計画全体	成果目標とサービス量の数値化は、視覚障害者のサービスに馴染まない。	E ご意見として伺います。 サービスの必要見込については過去の実績と実現可能な整備量、今後のニーズ等を踏まえて設定しています。必要な方が必要なサービスを受けられるよう、サービスを提供していきます。

No.	素案頁	施策別	意見要旨	区の考え方
9	-	計画全体	YouTube動画は聴覚障害者にとって音声のみで、内容がわからなかった。	E ご意見として伺います。 今後も、障害者への障害の特性に応じたコミュニケーション支援等の充実を図り、ご指摘の点を含め、情報のバリアフリーを促進していきます。
<b>第1部 総論</b>				
<b>第3章 計画の基本理念と基本目標</b>				
10	43	基本理念	基本理念・基本目的の内に若年性認知症の文字が全くない。身体障害、知的症障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害や難病と同時に若年性認知症も支援計画に是非、入れるべきと考えている。老年性認知症と違って、発症年齢が平均52才であるだけに、若年性認知症と診断を受けた時点から、育児、経済(ローンなど)が即、家族に重大な問題となっている。特に、若年性認知症専門のサービスが不足している。(東京都で4か所)サービスが利用できることにより、介護離職や本人の認知症進行を防ぐことにつながる。若年性認知症の支援計画を取り上げてほしい。	D ご意見は今後の取組の参考とします。 若年性認知症は診断を受けた時点から、家庭生活や仕事への影響も大きいことから、診断の遅れがないよう、保健センターでは精神科医による精神保健相談を行い、若年性認知症が疑われる場合には、専門医療機関に紹介し早期診断と治療に繋いでいます。また、若年性認知症の早期発見・早期対応にも繋がるよう、一般区民向けに講演会を実施するとともに、若年性認知症の普及啓発リーフレットを作成し健康診査票送付時にも同封する等、本人のみならず周囲に対しても理解促進を図っています。認知症と診断された方に対しては、病状に合わせ通院医療費の助成や障害福祉サービス、介護保険サービスの利用など、関係部署が連携し支援しています。また、社会参加や介護家族の交流会を行っているNPOを紹介するなど、地域の支援団体との連携も図りながら、保健センターや介護保険課、障害者福祉課、高齢者支援課等の認知症に関する相談窓口が緊密に連携し、総合的な支援を行っていきます。 なお、資料編の「用語の説明」において、「若年性認知症」について説明を加えます。
11	44	基本目標1	基幹相談支援センターと地域生活拠点の役割を、「自分の思いを受け止めてもらえる場所、SOSを出せる場所」より「緊急時に対応し、行動障害等の困難事例に対応できる専門性を有するところ」と表現する方が適している。	E ご意見として伺います。 基幹相談支援センターと地域生活支援拠点は、緊急時のみではなく、日常の相談においても、障害者それぞれの思いを受け止める場所と考えています。緊急時や強度行動障害については、「強度行動障害への対応」「クライシスマネジメントの方法」等の従事者向け研修を行なっています。今後も高度な専門性を備え、多様な相談に対応できる人材の育成を進めていきます。
12	44	基本目標1	グループホームだけでなく、短期入所の整備も促進してほしい。	A ご意見を踏まえて修正します。 「グループホームや短期入所の整備を促進し」と修正します。
<b>第2部 障害者施策の総合的展開【新宿区障害者計画】</b>				
<b>第2章 重点的な取組</b>				
13	52	重点的な取組1	障害者だけでなく、障害者や家族、事業者がいつでも相談できる支援体制にしてほしい。	A ご意見を踏まえて修正します。 「障害者がいつでも」を「障害者や家族、事業者がいつでも」と修正します。
<b>第3章 施策の展開</b>				
14	54	個別施策① 相談支援の充実	障害児相談支援に係るセルフプラン率が高いことをふまえて、福祉サービス等を利用しようとする障害児者が指定相談支援事業所と契約をよりしやすい環境を整備する必要がある。	B ご意見の趣旨は計画の方向性と同じです。 他区と比較し、特に障害児は相談支援事業所数も少なくセルフプラン率も高いことは認識しています。障害福祉サービス事業所の開設相談の際に、相談支援事業の実施を勧奨していきます。 障害者計画では、個別目標⑩「療育・保育・教育・福祉・保健施策の連携」と重点的な取組の個別目標⑪「障害等のある子どもへの専門相談の推進」として掲載しています。

No.	素案頁	施策別	意見要旨	区の考え方
15	54	個別施策① 相談支援の充実	サービス提供事業所と連携し基幹相談支援センター相談支援を強化し、活性化させてほしい。	B ご意見の趣旨は計画の方向性と同じです。 基幹相談支援センターでは11名の職員が相談支援専門員として対応しています。地域生活支援体制の推進を重点的な取組として計画に掲げ、相談支援事業所との連携により体制を充実していきます。 障害者計画では、個別施策①「相談支援の充実」として掲載しています。
16	55	個別施策① 相談支援の充実	本人やその家族の急な不調や罹災時など、緊急時・危機的状況時における支援等を「クライシスプラン」として個別に策定しておくことが望ましい。	A ご意見の趣旨を計画に反映します。 「あわせて、本人やその家族の急な不調や災害時など、日頃から緊急時における支援策や連絡先を確認できるような仕組みを検討していきます。」を追記します。 今後、障害者自立支援協議会にて実効性のあるクライシスプランの書式の検討を行う予定です。具体的に協議し、協議会委員や支援者等の意見を踏まえながら進めていきます。
17	55	個別施策① 相談支援の充実	日頃から利用者を理解している相談支援専門員に、クライシスプランの作成を依頼できる仕組みを作ってほしい。	A
18	54	個別施策① 相談支援の充実	新宿区内の地域活動支援センターを運営しながら相談支援事業所が機能できるような仕組み作りが早急に必要。	D ご意見は今後の取組の参考とします。 現在、地域活動支援センターを運営する事業者に対しては、センター事業及び相談支援事業の実施に必要な人件費、事務費、事業費及び施設借上げに関し、新宿区地域活動支援センター事業補助金交付要綱に基づき運営補助を行っています。 地域活動支援センターについては、障害者への日中の創作活動、生産活動の機会の提供等を行っている施設であり、事業の効果や収支状況等を把握し、対応について研究していきます。
19	54	個別施策① 相談支援の充実	精神障害や難病患者、発達障害への相談支援の拡充を計画化すること。	B ご意見の趣旨は計画の方向性と同じです。 ライフステージや障害種別によって異なるニーズに沿った対応ができるように、基幹相談支援センターと区立障害者福祉センター、区立障害者生活支援センター、シャロームみなみ風が地域生活支援体制の中心となって情報共有等を行いながら、支援・啓発していきます。 保健センターでは、精神障害者や難病患者に対しての相談支援を行うとともに、精神障害者保健福祉手帳や医療費助成の申請時において障害福祉サービスについての案内を行います。 障害者計画では、個別施策①「相談支援の充実」として掲載しています。
20	54	個別施策① 相談支援の充実	65歳以上の本人の意向を尊重した障害福祉サービスとしてほしい。	C ご意見の趣旨に沿って計画を推進します。 介護保険を一律に優先するのではなく、介護保険に基づくケアプランをケアマネジャーが本人から利用意向を聞き取り作成しています。障害者福祉課の担当ケースワーカーはケアプランを確認し、介護保険だけでは支給量が不足すると判断される場合、サービスの低下が生じないよう、障害福祉サービスの上乗せについて、ケアマネジャーと協議し、本人の同意を得て支給しています。 65歳以上になると介護保険制度が優先されますが、介護保険にないサービスは引き続き障害福祉サービスが利用できます。 また、計画の中ではコラムとして「障害福祉サービスと介護保険サービスとの連携」について紹介をしていきます。

No.	素案頁	施策別	意見要旨	区の考え方
21	55	個別施策① 相談支援の充実	今後の計画に、行動障害(強度行動障害)を取り上げてもらいたい。	A ご意見を踏まえて修正します。 「身体障害・知的障害・精神障害のほか、医療的ケアや強度行動障害等の障害特性にも対応した専門性を高めるための研修」に修正します。 また、資料編の「用語の説明」において、「強度行動障害」について説明を加えます。
22	57	個別施策② 日常生活を支える支援の充実	重複障害、多様なニーズ等に対応するため、障害、介護、医療の各サービスとの連携をさらに円滑にすること。	B ご意見の趣旨は計画の方向性と同じです。 65歳以上の方の障害福祉サービスの利用について、様々な機会を捉えて、ケアマネジャーに周知していきます。また、障害福祉サービスから介護保険サービスへの切り替えの際は、相談窓口である障害者福祉課のほか、保健センターもサポートを行っています。医療費助成の申請や療養面については、主治医等医療機関や福祉・介護関係機関と連携しながら支援を行っています。 障害者計画では、個別施策②「日常生活を支える支援の充実」として掲載しています。
23	57	個別施策② 日常生活を支える支援の充実	成人期以降の発達障害等「隠れた疾患・障害」について個別の特徴を踏まえたサービス等を提供する必要がある。	B ご意見の趣旨は計画の方向性と同じです。 相談支援等の機会を通じ、世帯の状況を確認して個別事案を勘案の上、日中活動及び就労系サービスの提供をしていきます。 障害者計画の中では、個別施策②「日常生活を支える支援の充実」、個別施策⑨「地域生活支援体制の推進」、個別施策⑱「日中活動の充実」として掲載しています。
24	57	個別施策② 日常生活を支える支援の充実	8050問題を踏まえ、家族への支援内容も関連図に描画するべきである。	E ご意見として伺います。 相談支援等の機会を通じ、世帯の状況を確認して個別事案を勘案の上、必要なサービスを提供していきます。また、計画の中ではコラムとして「8050問題」について紹介していきます。
25	57	個別施策② 日常生活を支える支援の充実	在宅生活を考える肢体不自由児者のために、巡回入浴サービスの利用回数を増やしてほしい。	E ご意見として伺います。 巡回入浴サービスは年間の利用回数52回の中で、入浴日を調整していただく他、障害福祉サービスの身体介護による入浴介助が利用できます。
26	57	個別施策② 日常生活を支える支援の充実	区立あゆみの家の入浴サービスの利用回数を増やせるようにしてほしい。	E ご意見として伺います。 生活介護事業として入浴サービスを今後も行っていきます。今後も利用者の動向を踏まえ、適切に対応していきます。
27	57	個別施策② 日常生活を支える支援の充実	手話通訳者、要約筆記者に加えて、字幕速記者や失語症支援者の派遣を行ってほしい。	D ご意見は今後の取組の参考とします。 字幕速記者はすでに派遣を行っています。失語症者向け意思疎通支援者の派遣や様々な意思疎通手段の支援など、施策を推進する中で研究していきます。

No.	素案頁	施策別	意見要旨	区の考え方
28	57	個別施策② 日常生活を支える支援の充実	通勤や通学にも移動支援サービスを使えるようにすること。視覚障害者の鍼灸マッサージ等の営業活動にも移動支援を利用できるよう制度改善すること。	D ご意見は今後の取組の参考とします。 ご相談があった場合には、通勤に慣れるまでの間については、移動支援事業を利用するなど、個別の事情を勘案しながら、対応しています。 令和210月には、自営業の場合等で、職場等における介助や通勤の支援を行う新たな事業が地域生活支援事業のとして位置づけられました。この事業を必要とする障害者にとって、使いやすく、実効性の高い事業とするため先行自治体の状況なども参考に、区内の障害者のニーズに合った事業の実施について、引き続き検討していきます。
29	59	個別施策③ 保健医療サービスの充実	自由診療によるカウンセリングに対する助成制度を創設してほしい。	E ご意見として伺います。 精神疾患の治療の一環として、精神科医師が必要と認める場合は保険適用でのカウンセリングが受けられる医療機関もあります。
30	59 121	個別施策③ 保健医療サービスの充実 個別施策③③ 障害理解への啓発活動の促進	小・中学校保健体育の授業に精神障害当事者が病の体験を語れる場を設けてほしい。	E ご意見として伺います。 学習指導要領では、精神疾患について高等学校から学ぶことになっています。小中学校までは、心の健康を保つことを中心に学習するとともに、人権尊重の理念を正しく理解し、精神障害者等への誤解と偏見を防ぎ、正しい知識の普及と理解の促進を図るために教育活動全体を通じて人権教育を推進しています。 今後は、教職員に対して、研修等において精神疾患・精神障害や発達障害に対する正しい理解の促進を図っていく予定です。
31	64	個別施策④ 家族への支援	「強度行動障害の対応で疲弊している家族への支援」を記載してほしい。	D ご意見は今後の取組の参考とします。 個別施策④「家族への支援」で対象とするのは強度行動障害で疲弊している家族を含め、障害者を介護をしている家族全般としています。多様な障害の状況に応じられるよう、支援にあたってはサービス事業所等従事者向け研修を行い、専門性の高い人材育成に取り組んでいきます。
32	64	個別施策④ 家族への支援	生活実習所の建て替えの際に、重度重複の肢体不自由児者が短期入所を利用可能になるようにしてほしい。	E ご意見として伺います。 建替え方針を現行機能の拡充のみとしています。活動室だけでなく、短期入所のスペースもバリアフリーとし、車いすでもご利用できるようにする予定です。
33	64	個別施策④ 家族への支援	日中一時支援の利用状況に応じてサービスの拡充を図ってほしい。	E ご意見として伺います。 サービスの拡充にあたっては、障害者生活実態調査等の結果などを踏まえて、適切に対応していきます。
34	65	個別施策④ 家族への支援	重症心身障害児等在宅レスパイトサービスについて、令和2年度に限りコロナ対策で実施した年間96時間の利用時間数を、今後も継続してもらいたい。	E ご意見として伺います。 重症心身障害児在宅レスパイトサービスは都が定めた基準により事業を実施しているもので、令和2年度に限り新型コロナウイルス対策で、96時間までの利用が可能となっています。今後については、都の動向を注視していきます。

No.	素案頁	施策別	意見要旨	区の考え方
35	65	個別施策④ 家族への支援	<p>医療的ケア児者が利用する療養型の短期入所は区内にはなく、区外の施設を利用しても十分な時間の利用ができない。</p> <p>新宿けやき園とシャロームみなみ風の短期入所で対応できる医療的ケアの種類を増やせるよう、また、利用できる年齢を引き下げよう区から働きかけてほしい。</p>	<p>E</p> <p>ご意見として伺います。</p> <p>医療的ケア児者の利用可能な医療機関併設の短期入所施設については、東京都と連携し調整していきます。</p> <p>「新宿けやき園」と「シャロームみなみ風」には看護師の増配置を行うための人件費の一部助成を行っており、これにより、「新宿けやき園」等には夜間帯も含め常時看護師が配置されています。このことから、他の短期入所事業所での医療的ケアを必要とする方の受入や訪問看護ステーションの看護師を派遣することは考えていませんが、利用者の意見を聴きながら、引き続き、医療的ケアを必要とする方が安心して利用していただけるよう支援していきます。また、医療的ケアを必要とする方の介護者に対して、研修や講習会を実施し、職員のスキルアップに取り組んでいきます。</p>
36	67	個別施策⑤ 経済的自立への支援	<p>心身障害者福祉手当について、精神保健福祉手帳2級、3級まで対象を拡充すること。</p>	<p>E</p> <p>ご意見として伺います。</p> <p>手当や年金などの経済的支援については、第一義的に国の役割であり、各自自治体で同様の支援が受けられることが望ましいと考えています。手当の支給については、都の制度内に精神障害者を位置づけるように働きかけていきます。区としては、都が制度化するまでの間、精神障害者への心身障害者手当について、精神保健福祉手帳1級を対象に独自に支給するとともに、引き続き国及び東京都に対し、手当の支給について要望していきます。精神保健福祉手帳2級・3級については、就労関係などのサービス提供を主眼に対応していきます。</p>
37	70	個別施策⑦ サービスを担う人材の確保・育成	<p>視覚障害者が自らの障害を受容し、社会に出たり各種サービスの利用に至るまでのサポートをしてくれる“指導員”の存在が必要と考える。</p>	<p>C</p> <p>ご意見の趣旨に沿って計画を推進します。</p> <p>区では、身体障害者相談員制度や障害者福祉センターにおいて、障害当事者が途中で失明した方などへ、実体験から具体的なアドバイスや様々な支援制度を紹介する「ピアカウンセリング」を行っています。</p>
38	70	個別施策⑦ サービスを担う人材の確保・育成	<p>介護職員向けの強度行動障害や医療的ケアに関する研修を実施してほしい。</p>	<p>B</p> <p>ご意見の趣旨は計画の方向性と同じです。</p> <p>シャロームみなみ風で実施している専門性を高める研修の参考とさせていただきます。サービス事業所等従事者向け研修を行い、専門性の高い人材育成に取り組んでいきます。</p> <p>障害者計画では、個別施策⑦「サービスを担う人材の確保・育成」として掲載しています。</p>
39	70	個別施策⑦ サービスを担う人材の確保・育成	<p>深刻化している介護福祉職場の人材不足を解消するため、資格取得支援、就労支援を充実すること。</p>	<p>B</p> <p>ご意見の趣旨は計画の方向性と同じです。</p> <p>福祉業界の人材の確保や育成が重要課題であることを認識しています。区ではハローワーク新宿と連携し、福祉人材の確保を行うための取組を実施しています。将来に向けた人材づくりに資するため、引き続き多くの人に障害者福祉の仕事に関心や興味をもってもらえるようなきっかけづくりを検討します。</p> <p>また、区では、研修を実施し、区内の障害福祉サービス事業所の人材育成を支援し、さまざまな障害や支援に関する正しい知識の普及など、障害者福祉に関わる支援者の育成・資質の向上を進めています。</p> <p>障害者計画の中では、個別施策⑦「サービスを担う人材の確保・育成」として掲載しています。</p>

No.	素案頁	施策別	意見要旨	区の考え方
40	70	個別施策⑦ サービスを担う人材の確保・育成	支援者の人材の確保・育成、資質の向上のための予算・計画に力を入れてほしい。	B ご意見の趣旨は計画の方向性と同じです。 人材確保・育成は重要課題として認識しています。区ではハローワーク新宿と連携し、福祉人材の確保を行うための取組を実施しています。また、基幹相談支援センターによる研修と、地域生活支援体制整備の一環としてのシャロームみなみ風への委託による専門性向上のための研修を引き続き実施していきます。 障害者計画の中では、個別施策⑦「サービスを担う人材の確保・育成」として掲載しています。
41	70	個別施策⑦ サービスを担う人材の確保・育成	事業所の人員確保及び、それに係る事業の予算増額などについて、計画に盛り込む必要がある。	B ご意見の趣旨は計画の方向性と同じです。 人材確保・育成は重要課題として認識しています。区ではハローワーク新宿と連携し、福祉人材の確保を行うための取組を実施しています。また、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、「障害福祉サービス等の現場の人材確保・ICTの活用による業務効率化を図るための報酬・基準等の見直し」が予定されているため、引き続き動向を注視していきます。
42	70 76	個別施策⑦ サービスを担う人材の確保・育成 個別施策⑩ 地域の社会資源ネットワーク化と有効活用	福祉人材の育成促進等を図るための研修実施や相談応需、人材のいわゆる「燃え尽き」の予防対策、さらには将来の人材確保のための教育場面へのアプローチ等が検討されるべきである。	B ご意見の趣旨は計画の方向性と同じです。 基幹相談支援センターによる研修と、地域生活支援体制整備の一環としてのシャロームみなみ風への委託による専門性向上のための研修を通じ、相談のスキルアップや現場における支援・対応の方法等、人材育成及び確保につながるような研修を実施していきます。また、「中学生の職場体験」事業を通じたキャリア教育を推進しています。 障害者計画の中では、個別施策⑦「サービスを担う人材の確保・育成」、個別施策⑩「地域の社会資源ネットワーク化と有効活用」として掲載しています。
43	70	個別施策⑦ サービスを担う人材の確保・育成	福祉職場の人材確保のため、区として資格取得の修学資金制度や、就労助成制度を創設すること。	E ご意見として伺います。 福祉・介護等の人材確保にあたり、区独自に新たな修学資金貸付制度を創設することは考えていませんが、雇用状況や都及び他区の動向を注視しながら、障害者福祉に関わる支援者の育成・資質の向上を進めていきます。
44	70	個別施策⑦ サービスを担う人材の確保・育成	これからの障害者福祉には優れた相談専門員が益々必要になって来ると思う。理想的な相談支援をもっとPRする手段を投じてほしい。	B ご意見の趣旨は計画の方向性と同じです。 サービス等利用計画の作成とその質の向上のため基幹相談支援センターによる研修と、相談支援の充実を目指し、地域生活支援拠点シャロームみなみ風で研修を実施しています。 障害者計画の中では、個別施策⑦「サービスを担う人材の確保・育成」として掲載しています。
45	72	個別施策⑧ 事業者への支援・指導の充実	指導検査や運営費等の補助だけではなく、行政には、課題と一緒に取り組む姿勢があってほしい。	B ご意見の趣旨は計画の方向性と同じです。 特定相談支援事業所連絡会等の開催やサービスの質の向上のための支援として実施している基幹相談支援センター及びシャロームみなみ風での研修を通じて課題を共有し、現場における課題解決に向けて一緒に取り組みます。 障害者計画の中では、個別施策⑦「サービスを担う人材の確保・育成」、個別施策⑩「地域の社会資源ネットワーク化と有効活用」として掲載しています。

No.	素案頁	施策別	意見要旨	区の考え方
46	72	個別施策⑧ 事業者への支援・指導の充実	コロナ禍にある区内事業者に、緊急に家賃支援、運営費の補助等の拡充を行ってほしい。	E ご意見として伺います。 国は、介護報酬や障害福祉サービス等報酬における減収を補う様々な臨時的取扱い等経済的支援策を継続し、東京都において、感染症対策に要する物品購入費用の助成と職員への慰労金支給の受付が始まっており、区として独自の財政支援は考えていません。
47	74	個別施策⑨ 地域生活支援体制の推進	地域生活支援拠点において、24時間365日相談でき、相談内容の解決を遅らせないシステムの構築が望まれる。	B ご意見の趣旨は計画の方向性と同じです。 区立障害者福祉センターでは年末年始を除く24時間、区立障害者生活支援センターでは24時間365日対応の電話相談を実施しており、引き続き必要な体制の確保と支援力の向上に努めていきます。 障害者計画では、重点的な取組として、個別施策⑨「地域生活支援体制の推進」として掲載しています。
48	74	個別施策⑨ 地域生活支援体制の推進	基幹相談支援センターと地域生活拠点の機能強化と連携を期待する。	B ご意見の趣旨は計画の方向性と同じです。 今後、基幹相談支援センターと地域生活支援拠点の、それぞれの機能強化及び連携の促進を行います。 障害者計画の中では、重点的な取組として、個別施策⑨「地域生活支援体制の推進」として掲載しています。
49	74	個別施策⑨ 地域生活支援体制の推進	主たる介護者の高齢化による不測の事態が増加傾向にあるため、危機が生じてから対応するのではなく、事前にケースが起こった際には、どのような対応をしていくかを計画化し、リスクマネジメントできる体制を確立してほしい。そのため、地域生活支援拠点と基幹相談支援センターが支援のために他の関係機関と連携することが可能となる仕組みを作ってほしい。	E ご意見として伺います。 地域福祉権利擁護事業の普及啓発を図るため、高齢者総合相談センター等の関係機関と連携し、親と本人が地域で安心して生活できるよう、本人の財産や権利を守るための取り組みを推進していきます。また、基幹相談支援センターが中心となって、指定特定相談支援事業所との連携を強化します。住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、サービス等利用計画の作成やモニタリングを通して、サービスを幅広く組み合わせて、きめ細かに支援していくほか、指定特定相談支援事業所連絡会を通じて、一層の連携を深めていきます。
50	76	個別施策⑩ 地域の社会資源ネットワーク化と有効活用	新宿区内の各協議体や事業団体等の交流・実践的連携等が重要です。	B ご意見の趣旨は計画の方向性と同じです。 障害者自立支援ネットワークでは、指定相談支援事業所、障害者支援施設及び、サービス提供事業所を対象とした職員相互研修や、相談窓口職員研修等により、人材育成を支援しています。 障害者計画の中では、個別施策⑩「地域の社会資源ネットワーク化と有効活用」として掲載しています。
51	81	個別施策⑬ 乳幼児期の支援体制の充実 個別施策⑭ 学齢期の支援体制の充実	保育園・幼稚園や学校の教員の障害理解を推進してほしい。	B ご意見の趣旨は計画の方向性と同じです。 教員の理解の推進については、全区立学校に配置している特別支援コーディネーターの研修会やすべての教員を対象にした特別支援教育研修会を実施し、全校で教員が障害についての理解を深めるよう取り組んでいます。また、区立保育園、区立子ども園、私立幼稚園及び私立子ども園職員を対象に障害児理解に関する研修を実施しているほか、教員等への支援として、必要に応じ教育支援課特別支援教育相談員が個別の相談に対応し、支援に関する知識・技能の習得につなげています。 障害者計画の中では、個別施策⑬「乳幼児期の支援体制の充実」と個別施策⑭「学齢期の支援体制の充実」として掲載しています。

No.	素案頁	施策別	意見要旨	区の考え方
52	84	個別施策⑭ 学齢期の支援体制の充実	希望するすべての医療的ケア児が専用通学車両で、保護者が同乗しないで通学できるように体制を整えてほしい。	D ご意見は今後の取組の参考とします。 現在、新宿養護学校において保護者同乗を原則に医療的ケア児専用通学車両を運行し通学の機会の確保をはかっているところですが、事情により保護者が同乗できない場合においては、児童・生徒の通学手段を確保するために移動支援を利用したヘルパー同乗も可能としました。
53	84	個別施策⑭ 学齢期の支援体制の充実	医療的ケア児が専用通学車両に乗れない場合は、通学に使用するタクシー・介護タクシーの利用料を特別支援教育奨励費の対象としてほしい。	E ご意見として伺います。 タクシーの利用料を国の特別支援教育就学奨励費の対象経費と認めることについては、東京都の判断基準によるものであることから、東京都の担当部署へ要望しています。今後も、児童生徒の障害に応じた通学の機会を確保できるよう、東京都への働きかけを継続していきます。
54	84	個別施策⑭ 学齢期の支援体制の充実	子ども総合センターから新宿養護学校の就学前後の一貫した支援をしてほしい。	C ご意見の趣旨に沿って計画を推進します。 子ども総合センターと新宿養護学校では、切れ目なく支援が継続されるよう、就学の際に保護者の同意を得て引き継ぎを毎年行っています。 今後も、安心して学校生活を送れるよう、連携を図っていきます。
55	86	個別施策⑮ 放課後支援等の日中活動の充実	新宿区内の「送迎付き学童型放課後デイサービス事業者」の子どもの定員数を増やしてほしい。	D ご意見は今後の取組の参考とします。 障害児等タイムケア事業所「まいペース」については、人員配置や施設面積の基準により利用定員を増やすことは難しい状況です。送迎付きの放課後等デイサービスについては、今後開設の相談がある際には送迎についての要望を伝えていきます。
56	86	個別施策⑮ 放課後支援等の日中活動の充実	新宿区内に「送迎付き学童型放課後デイサービス事業者」を増やす施策を取ってほしい。	D ご意見は今後の取組の参考とします。 事業者から開設の相談があった際には開設を検討している地域などを聞き取るほか、事業者側へ開設地域の情報を開示し、新規参入しやすいよう努めています。
57	86	個別施策⑮ 放課後支援等の日中活動の充実	障害の程度で「送迎付き放課後デイサービス事業者」の利用の優先順位をつけてほしい。	E ご意見として伺います。 放課後等デイサービス事業者と利用者間の契約時、障害の程度の優先度を付加することは制度上できません。事業者から開設の相談があった際には、区の状況を踏まえた事業者が参入できるよう、放課後等デイサービスにかかるニーズを伝え、事業所の設置促進に努めていきます。
58	86	個別施策⑮ 放課後支援等の日中活動の充実	フルタイムで働いている母親と、専業主婦家庭の間で、「送迎付き放課後デイサービス事業者」の利用の優先順位をつけてほしい。	E ご意見として伺います。 サービス等利用計画を作成する際には家庭状況も勘案し、サービスの支給量を決定します。放課後等デイサービス事業者については、契約時に事業者との相談いただくこととなります。
59	86	個別施策⑮ 放課後支援等の日中活動の充実	子ども総合センターあいの発達支援を就学後も受けられるようにしてほしい。	D ご意見は今後の取組の参考とします。 就学後は、直接的な支援提供はほとんどのお子さんが終了となる予定ですが、就学後の不安や放課後等デイサービスの利用など、ご相談は、あいの利用終了後も対応していきますので、ご活用ください。

No.	素案頁	施策別	意見要旨	区の考え方
60	86	個別施策⑮ 放課後支援等の 日中活動の 充実	新宿区に特別支援学校を設立してほしい。	E ご意見として伺います。 特別支援学校の設置は、学校教育法第80条に基づき、東京都が設置主体として整備計画を立てています。「都立特別支援学校の規模と配置の適正化に関する施設整備計画」では、令和8年度に戸山地区において、知的障害の小・中・高及び肢体不自由の高等学校を開設する計画となっています。
61	86	個別施策⑮ 放課後支援等の 日中活動の 充実	放課後デイサービス、日中タイムケアが利用できなくなった時に、親が就労を継続できるよう夕方の時間帯に過ごせる場がほしい。	E ご意見として伺います。 夕方の時間帯に過ごせる場の需要は認識しておりますが、区立施設において指定管理者の人員確保も難しく、今のところ事業化は考えていません。区では、一人ひとりのサービス利用意向や日常生活・家族状況などを動案し、必要に応じて日中活動系の通所事業の支給決定に移動支援や居宅介護等のヘルパー利用、日中ショートステイ等の支給決定を合わせて行っています。通所事業の終了後の余暇時間の支援については個別に対応していきます。
62	90	個別施策⑩ 学校教育終了 後の進路の確 保	肢体不自由児者が通所できる多機能型事業所を新規に開設してほしい。	D ご意見は今後の取組の参考とします。 生活介護の新規需要については、毎年特別支援学校に在籍している生徒の状況を踏まえ、数年先における卒業生の進路を想定し調査しています。医療的ケア児が近年増加している現状を踏まえ、引き続き特別支援学校の在籍状況調査等により生活介護を希望する方の現状と推移の把握に努めていきます。 新たな肢体不自由児者が通所できる多機能型事業所を開設する予定はありませんが、新規の多機能型事業所の開設については、民間事業者からの相談があれば、丁寧に対応し、開設に向けて働きかけていきます。現時点では区立障害者福祉センターの多機能型事業所の利用いただくこととなります。
63	91	個別施策⑲ 日中活動の充 実	医療的ケアについては、短期入所等施設と医療機関の併設について、早期に検討すること。	D ご意見は今後の取組の参考とします。 医療的ケア児者を必要とする方の対応を行う「新宿けやき園」と「シャロームみなみ風」には看護師の増配置を行うための人件費の一部助成を行うなど、引き続き、医療的ケアを必要とする方が安心して利用していただけるよう支援していきます。医療的ケアの可能な医療機関併設の短期入所施設については東京都と協働していきます。
64	91	個別施策⑲ 日中活動の充 実	高齢化・重度化に対応できるよう、強度行動障害に適切に対応できる施設を、実習所1ヶ所に集中することのないように新宿区の反対側の地域にも生活介護施設を設置していただきたい。	E ご意見として伺います。 現時点で、新たに強度行動障害に対応できる施設を整備する予定はありませんが、新宿生活実習所では、区内のどこからでも送迎が可能としています。
65	94	個別施策⑳ 住まいの場の 充実	障害者グループホームを2か所整備する計画に期待している。 グループホーム整備のガイドラインを示し、事業者の想定に偏らない基準を設けてほしい。	D ご意見は今後の取組の参考とします。 2か所の公有地における施設整備については、事業者が独自の発想を活かした提案ができるよう、制約や条件はできるだけ排除し、意欲と実績を見極めるため、プロポーザル方式での選定を行います。障害の対象や規模等については、公募に参加する事業者の提案によることとなりますが、事業者が決定した際は、当事者団体などの意見を聴く場を設けることができるよう調整の場を図っていきます。

No.	素案頁	施策別	意見要旨	区の考え方	
66	94	個別施策⑳ 住まいの場の 充実	障害者グループホームの設置が実行計画で決まっている払方町国有地と中落合清風園跡地の区有地に開設されるグループホームが、医療的ケアがある人や重度重複の肢体不自由者の障害者が入居できるようなものとなるような提案を行う事業者を選定してほしい。	D	
67	94	個別施策⑳ 住まいの場の 充実	払方町国有地を利用した認知症高齢者グループホーム等の整備について、重度重複障害者や医療的ケアのある方も入居できる施設になるよう要望する。	D	
68	94	個別施策⑳ 住まいの場の 充実	介護者の高齢化、緊急時等に対応するためグループホームを整備することが望まれる。	B	ご意見の趣旨は計画の方向性と同じです。 区では、都の制度に整備費補助を上乗せするなど、民間によるグループホーム設置促進を支援していきます。また、活用できる公有地があるときはグループホーム設置を視野に入れて検討し、社会福祉法人等と協議し、法人の特性を活かしながら、多様なグループホームの整備につながるよう取り組んでいきます。 障害者計画中では、個別施策⑳「住まいの場の充実」として掲載しています。
69	94	個別施策⑳ 住まいの場の 充実	共同生活援助事業における職員報酬の見直しと介護度の高い利用者へのサポートの強化(GH利用)を検討してほしい。	E	ご意見として伺います。 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において「共同生活援助における重度化・高齢化に対応していくための報酬の見直し」が予定されているため、引き続き動向を注視していきます。
70	94	個別施策⑳ 住まいの場の 充実	角筈地区の都営住宅跡地の公有地を福祉目的の土地の利用申請を東京都に行ってほしい。	E	ご意見として伺います。 都営角筈住宅跡地については、当該土地の所有者である東京都が、跡地活用の方針を検討しており、この中で、土地の持つポテンシャルを最大限に生かしながら、地域の意向が反映されていくことが望ましいと考えています。 今後も公有地の活用について、整備施設の特性や土地の規模・立地条件等を考慮し、行政需要等を踏まえながら適切に検討していきます。
71	94	個別施策⑳ 住まいの場の 充実	サテライト型のグループホームを設置してほしい。	D	ご意見は今後の取組の参考とします。 グループホームの今後の利用状況を見守るとともに、法人よりグループホームの開設についての相談を受けた場合には、サテライト型のグループホームへの要望を含め必要な情報を提供し、設置を支援していきます。
72	94	個別施策⑳ 住まいの場の 充実	身体障害者が入居するサテライト型のグループホームが区内で開設されるように区として民間事業者にはたらきかけてほしい。	D	
73	94	個別施策⑳ 住まいの場の 充実	聴覚障害者専用の高齢者の施設を作してほしい。	D	ご意見は今後の取組の参考とします。 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、小規模多機能型居宅介護や認知症高齢者グループホームなどの地域密着型サービスを重点的に整備すると同時に、在宅生活が困難になった高齢者を支えるため、公有地を活用した特別養護老人ホームの整備を進めています。また、社会福祉法人等による区内民有地におけるグループホームの整備が推進されるよう、東京都の補助制度を活用した支援を行っていきます。なお、事業者が決定した際は、手話が利用できる施設内の環境の整備に対するご要望をお伝えします。

No.	素案頁	施策別	意見要旨	区の考え方	
74	94	個別施策⑳ 住まいの場の充実	精神障害者を対象とした滞在型グループホームや宿泊型生活訓練施設に入居を希望してもすでに一人暮らしをしている新宿区民は入居ができない。	E	ご意見として伺います。 地域生活支援やグループホーム・施設入所支援については、個々の状況を勘案し対応していきます。
75	94	個別施策⑳ 住まいの場の充実	表題を「住まいの場の充実」から「住まいの確保」へ変更してほしい。	E	ご意見として伺います。 「住まいの確保」のみでなく、円滑に地域生活に移行できるよう、サービスの周知や利用促進を図ります。
76	94	個別施策⑳ 住まいの場の充実	区営・区立住宅の増設や、家賃補助等を行ってほしい。	E	ご意見として伺います。 区営住宅については、総戸数及び世帯数に対する割合は特別区の中でも上位にあることから、今あるストックを、計画的な修繕やニーズに合った修繕等により長寿命化を図ることで有効活用していきます。また、障害者に対する居住支援など、経済的支援に取り組んでいるため、新たな家賃助成を実施する考えはありません。
77	94	個別施策⑳ 住まいの場の充実	グループホームの整備目標を障害種別や医療的ケアに応じた整備目標、増設計画をたててほしい。急傾斜のある清風園の場所へのグループホーム建設ではなく、安全な形状の公有地に建設してほしい。	E	ご意見として伺います。 区は基本的な方針として、障害種別を問わず在宅での生活が困難になった方や入所施設等から地域移行を望む方の受け皿として建設費の助成を行う等、グループホームの設置の促進を図っています。 「清風園」の跡地については、エレベーターを設置する等入口までの移動が円滑にできる経路を確保していきます。
78	98	個別施策㉑ 施設からの地域支援移行の支援	18歳以上の余暇活動の充実を図るため、施設提供等をお願いしたい。	E	ご意見として伺います。 他区市の先行事例を参考に研究していきます。
79	102	個別施策㉒ 就労支援の充実	多様な働き方ができる就労場所を確保すること。	C	ご意見の趣旨に沿って計画を推進します。 新宿区勤労者・仕事支援センターでは、障害者の就職準備や求職活動などの就労支援のほかに、就労にかかわる範囲で、生活の整え方や体調のコントロールの相談といった生活支援も行っていきます。 また、多様な働き方ができる場の確保としては、障害者と受入企業との間の調整や雇用者向けに職場環境の整備等の助言を行うほか、必要に応じてジョブコーチのコーディネートなども行っていきます。
80	102	個別施策㉒ 就労支援の充実	障害者の法定雇用率を達成するための目標を設定してほしい。	C	ご意見の趣旨に沿って計画を推進します。 区自らが障害者雇用の促進及び活躍の推進を図るため、「障害者活躍推進計画」を別に策定し、法定雇用率の達成に向けて取り組んでいきます。
81	104	個別施策㉓ 施設における就労支援の充実	就労支援事業所への運営補助を増額してほしい。	E	ご意見として伺います。 現在、区内で就労移行支援、就労継続支援を行う社会福祉法人等に障害者就労支援施設運営費補助金を交付しており、今後も適切に運営助成を行っています。

No.	素案頁	施策別	意見要旨	区の考え方
82	106	個別施策⑯ 就労の継続及び復職等の支援の強化	就労継続支援をもっと強化してもらいたい。仕事支援センターのマンパワーをもっと増やしてもらいたい。	C ご意見の趣旨に沿って計画を推進します。 新宿区勤労者・仕事支援センターでは、障害者の就労支援として、職業相談から就労準備支援、就職活動の支援といった事業を継続的に行っています。 また、就労継続のための支援として、働く仲間同士の交流の場である「たまり場事業」や利用者の就労継続の励みとなる「永年勤続者等表彰」などの事業も行っています。就労支援コーディネーターとして10名の職員が就労の継続や復職への支援体制を構築し、受入企業との調整など必要な支援を提供します。
83	106	個別施策⑯ 就労の継続及び復職等の支援の強化	精神障害者は短時間勤務の就労形態の方もおり、就職後も就労継続B型との併用を認めるなど、制度を柔軟に利用できるような環境を整えてほしい。	E ご意見として伺います。 就労者への就労継続支援B型の支給は、個々の事案に即して対応していきます。
84	108	個別施策⑰ コミュニケーション支援・移動支援の充実	通勤・通学・通所での同行援護利用を可能にしてもらいたい。令和2年10月1日の厚労省からの関連通達により地域支援事業の中で可能と思われる。	E ご意見として伺います。 同行援護は国が定めた基準により事業を実施しているもので、経済活動や通年かつ長期にわたる外出には利用できないとされています。そのため、現在、ご相談があった場合には、通勤に慣れるまでの間については、移動支援事業を利用するなど、個別の事情を提案しながら、対応しています。 令和2年10月には、自営業の場合等で、職場等における介助や通勤の支援を行う新たな事業が地域生活支援事業のとして位置づけられました。この事業を必要とする障害者にとって、使いやすく、実効性の高い事業とするため先行自治体の状況なども参考に、区内の障害者のニーズに合った事業の実施について、引き続き検討していきます。
85	108	個別施策⑰ コミュニケーション支援・移動支援の充実	区登録手話通訳者選考試験合格者に対して、スキルアップ等継続フォローを実施し、通訳者の身分保証を早い段階で実現してもらいたい。	D ご意見は今後の取組の参考とします。 多様な意思疎通手段の選択の機会が確保されるためには、その支援者や指導者の確保・養成が必要であると認識しています。
86	108	個別施策⑰ コミュニケーション支援・移動支援の充実	聞こえない子どもにも言語権を守ってほしい。手話は言語であると広めてほしい。	B ご意見の趣旨は計画の方向性と同じです。 「新宿区手話言語への理解の促進及び障害者の意思疎通のための多様な手段の利用の促進に関する条例」において「障害の特性に応じた意思疎通のための多様な手段」の定義には障害の特性に応じた多様な意思疎通手段として手話と点字、その他の手段を並記しています。また、「障害の特性に応じた多様な意思疎通手段を自由に選択する機会が最大限尊重されること。」を基本理念としており、その理解についても推進していきます。 障害者計画の中では、個別施策⑰「コミュニケーション支援・移動支援の充実」として掲載しています。
87	108	個別施策⑰ コミュニケーション支援・移動支援の充実	無人店舗や無人駅など増えているが、トラブルが起きた時聴覚障害者は困る。聴覚障害者専用のボタンを設置してほしい。	E ご意見として伺います。 国や都の動向を注視し、適切な情報提供に努めていきます。現在、鉄道事業者では、バリアフリー対策を進めていると聞いており、区としては、その対策の進捗状況を確認していきます。

No.	素案頁	施策別	意見要旨	区の考え方
88	108	個別施策⑲ コミュニケーション支援・移動支援の充実	区議会のインターネット中継の手話ワイプを入れ、区議会後は文字テロップを入れるなど、聴覚障害者に対する情報格差を無くしてほしい。	D ご意見は今後の取組の参考とします。 一人ひとりのニーズに沿った情報提供は課題として認識しています。区議会の議場では、令和元年10月からヒアリングループを設置しました。また、傍聴の際には手話通訳者の派遣を実施しています。インターネット中継における手話ワイプや文字テロップの導入は、情報提供の一手段として調査研究していきます。
89	108	個別施策⑲ コミュニケーション支援・移動支援の充実	聴覚障害者の高齢化も想定して計画を作ってほしい。	B ご意見の趣旨は計画の方向性と同じです。 65歳以上になると介護保険制度が優先されますが、意思疎通支援など介護保険にないサービスは引き続き利用できます。また、高齢者施設や単身でも地域で生活できるよう、必要に応じて介護保険のサービスに障害福祉サービスを上乗せして日常生活を支援していきます。 また、令和2年6月に施行した「新宿区手話言語への理解の促進及び障害者の意思疎通のための多様な手段の利用の促進に関する条例」の趣旨を広く事業者周知していきます。 障害者計画では、個別施策⑲「コミュニケーション支援・移動支援の充実」として掲載しています。
90	111	個別施策⑳ 文化芸術・スポーツ等への参加の促進	スポーツ環境や文化芸術活動、障害活動の場などの環境整備についての検討が重要である。	B ご意見の趣旨は計画の方向性と同じです。 文化芸術の鑑賞にあたっては、情報保障や障害特性に応じた配慮等、より一層の環境整備の充実を図るほか、創造活動の拡大充実を図るため、区内の障害者福祉施設等における日中活動、特別支援学校等における芸術に関する教育の一層の充実に努めます。さらに、障害者週間に実施している「障害者作品展」等の時宜を捉え、多様な人々の交流や相互理解を図ります。 また、一人でも多くの障害者が日常的にスポーツを楽しめるよう、「新宿区スポーツ環境整備方針」の中で「障害者がスポーツを楽しめる場や機会の創出」を位置づけています。この方針等に則り、障害者のスポーツ・文化に関わる人材の育成のための講習会等を開催し、人材の登録や事業内容及び機会の充実を進めます。 障害者計画の中では、個別施策⑳「文化芸術・スポーツ等への参加の促進」として掲載しています。
91	111 129	個別施策⑳ 文化芸術・スポーツ等への参加の促進 個別施策㉑ 多様な手法による情報提供の充実	文化芸術活動への支援、読書バリアフリーサービスの提供を可能にしてもらいたい。	B ご意見の趣旨は計画の方向性と同じです。 文化芸術の鑑賞にあたっては、物理的・心理的な障壁が改善されることで、より多くの人々が参加しやすくなることから、情報保障や障害特性に応じた配慮等、より一層の環境整備の充実を図ります。また、新宿区立図書館では、録音・点字資料等の貸出や対面朗読、DAISY再生機器の貸出・操作説明、拡大読書器・音声拡大読書器・画面読み上げソフトの導入など、読書バリアフリーのサービスを導入しており、今後も推進していきます。 障害者計画の中では、個別施策⑳「文化芸術・スポーツ等への参加の促進」、個別施策㉑「多様な手法による情報提供の充実」として掲載しています。
92	115	個別施策㉑ 障害者の差別解消・権利擁護の推進	成年後見制度について、説明会など制度の知識と内容の周知を図ってもらいたい。	D ご意見は今後の取組の参考とします。 区では、新宿区社会福祉協議会に新宿区成年後見センターの運営を委託し、判断能力が十分でない方の権利擁護のための成年後見制度の利用促進に取り組んでいます。今後も新宿区成年後見センターを中心に、広く地域への理解・利用促進を進めるとともに、施設への出前講座を活用する等により、当事者の特性に合わせた制度の普及啓発を図っていきます。

No.	素案頁	施策別	意見要旨	区の考え方
93	115	個別施策⑳ 障害者の差別 解消・権利擁 護の推進	成年後見制度のさらなる良質化のために、絶えず先駆的知見等を踏まえながら検討がなされる必要がある。	B ご意見の趣旨は計画の方向性と同じです。 地域共生社会における障害者福祉の推進では、当事者の権利擁護と意思決定支援が大変重要であることから、社会保障審議会を初めとした専門家による検討状況等を注視しながら、より良質な施策の実現を目指します。 障害者計画では、「成年後見制度の利用促進に関する施策」として個別施策⑳「障害者の差別解消・権利擁護の推進」に掲載しています。
94	115	個別施策⑳ 障害者の差別 解消・権利擁 護の推進	成年後見制度が親亡き後も安心できる制度にしてほしい。	B ご意見の趣旨は計画の方向性と同じです。 区では、新宿区成年後見センターと連携して、親亡き後等を見据えた成年後見制度と地域福祉権利擁護事業の活用による日常生活の支援や見守りを行い、本人が地域で安心して生活できるよう、本人の財産や権利を守るための取組みを推進していきます。 障害者計画では、「成年後見制度の利用促進に関する施策」として個別施策⑳「障害者の差別解消・権利擁護の推進」に掲載しています。
95	116	個別施策⑳ 障害者の差別 解消・権利擁 護の推進	計画相談員の相談・指導ができる専門機関として、基幹相談支援センターが機能できることで、障害者が地域で安心して暮らせると考えている。権利擁護に関しては、知的障害者の場合、高齢の親が見ているケースが多いので、高齢者関係と連携を取った相談支援で、地域福祉権利擁護事業の推進を図ってほしい。	B ご意見の趣旨は計画の方向性と同じです。 関係団体へ地域福祉権利擁護事業の普及啓発を図るとともに、高齢者総合相談センター等の関係機関と連携し、親と本人が地域で安心して生活できるよう、本人の財産や権利を守るための取り組みを推進していきます。 障害者計画では、個別施策⑳「障害者の差別解消・権利擁護の推進」に掲載しています。
96	122	個別施策㉑ 障害理解への 啓発活動の推 進	「障害者疑似体験等の取組もさらに充実していく必要があります。」を「さらに推進していく必要があります。」としてほしい。	A ご意見を踏まえて修正します。 いただいたご意見を踏まえ、「さらに推進していく必要があります。」と修正します。
97	123	個別施策㉑ 障害理解への 啓発活動の推 進	障害理解のための教育プログラム提供などの推進が必要である。	B ご意見の趣旨は計画の方向性と同じです。 区では、「ふれあいトーク宅配便」事業のメニューのひとつに「障害を理由とする差別の解消の推進について」という講座を用意しています。また、精神疾患や難病に対する地域住民等の理解を深めるため、講演会の開催や普及啓発リーフレットの作成等の取り組みを行っています。特に、精神保健に関しては、10代向け啓発リーフレットの作成や働く世代向けストレスマネジメント講座の実施等、世代別にターゲットを絞った普及啓発に力を入れています。引き続き、さまざまな層に向けて障害理解の推進を図っていきます。 障害者計画では、重要な取組として個別施策㉑「障害理解への啓発活動の促進」として掲載しています。
98	123	個別施策㉒ 障害理解教育 の推進	企業は「障害者対応マニュアル」を作成しているが、マニュアルだけでなく現場で起こる様々な出来事に対応できるよう、民間企業に対しても積極的に障害理解教育を推進してほしい。	B ご意見の趣旨は計画の方向性と同じです。 区では、「ふれあいトーク宅配便」事業のメニューのひとつに「障害を理由とする差別の解消の推進について」という講座を用意しており、引き続き周知を図っていきます。 障害者計画の中では、個別施策㉒「障害理解教育の推進」として掲載しています。

No.	素案頁	施策別	意見要旨	区の考え方
99	123	個別施策⑳ 障害理解教育の推進	地域の暮らしの中にGHや作業所が自然に存在し、地域の中で交流が進む社会を実現してほしい。	B ご意見の趣旨は計画の方向性と同じです。障害のある人と障害のない人とが相互に理解し合うことは障害理解の促進につながる重要な機会であると認識しています。障害者計画では、個別施策⑳「障害理解教育の推進」として掲載しています。
100	123	個別施策⑳ 障害理解教育の推進	公立学校で行われる障害理解教育に、精神障害者への理解を促進する内容を盛り込んでほしい。	B ご意見の趣旨は計画の方向性と同じです。各学校では、人権尊重の理念を正しく理解し、精神障害者等への誤解と偏見を防ぎ、正しい知識の普及と理解の促進を図るために教育活動全体を通じて人権教育を推進しています。また、教職員に対して、研修等において精神疾患・精神障害や発達障害に対する正しい理解の促進を図っていきます。障害者計画の中では、重点的な取組の個別施策㉑「障害理解への啓発活動の促進」及び個別施策⑳「障害理解教育の推進」として記載しています。
101	129	個別施策㉒ 互いに交流しあえる機会の充実	区役所からの書類の朗読や記載など、居宅介護や同行援護では依頼できない場合があるため、代読代筆支援事業を実施してもらいたい。	D ご意見は今後の取組の参考とします。今後も、障害者への障害の特性に応じたコミュニケーション支援等の充実を図り、情報のバリアフリーを促進していきます。新聞・郵便物・回覧板等の短時間の説明等の代読・代筆については介護保険の訪問介護サービスに付随する「相談援助、情報収集・提供」として提供可能です。また、視覚障害者交流コーナーで代筆代読サービスを行っています。
102	129	個別施策㉓ 多様な手法による情報提供の充実	技術の発展によるPCやスマートフォン等のディスプレイからの情報入手と発信は進歩したが、視覚障害者はその恩恵に浴することが困難。それを補う何らかの手段を提供してほしい。	C ご意見の趣旨に沿って、計画を推進します。視覚障害者交流コーナーや障害者福祉センターにて、視覚障害のある方向けのスマートフォンやタブレットの講習会を実施しています。また、日常生活用具として「情報・通信支援用具(パソコン周辺機器)」及び「情報・通信支援用具(アプリケーションソフト)」という制度を利用できます。また、区ホームページでは、読み上げソフトを利用して、ホームページに掲載している情報の音声読み上げ、文字の拡大や縮小、文字色や背景色の変更を行えるほか、広報紙の情報を「声の広報」として音声で発信する等、情報のバリアフリー化に努めています。引き続き、視覚に障害のある方が必要な情報を入手できるよう、技術の発展にあわせて、工夫や支援を推進していきます。
103	129	個別施策㉓ 多様な手法による情報提供の充実	障害者差別解消条例を制定してほしい。	E ご意見として伺います。平成28年4月1日の障害者差別解消法の施行により、理念が共有化され、国、自治体、事業者の取り組むべきことが明確になり、既に様々な取組が行われています。さらに平成30年10月に「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」が施行され、障害者差別解消に向けた取組も充実しています。このため、区独自の条例制定は考えていませんが、障害者差別解消に向けた施策に引き続き取り組んでいきます。

No.	素案頁	施策別	意見要旨	区の考え方
104	130	個別施策⑳ 多様な手法による情報提供の充実	区施設にヒアリングループを配備してほしい。	B ご意見の趣旨は計画の方向性と同じです。 「障害者差別解消法」及び「新宿区手話言語への理解の促進及び障害者の意思疎通のための多様な手段の利用の促進に関する条例」の趣旨を踏まえ、障害者のコミュニケーションを支援する物品として、磁気携帯型ヒアリングループシステム等を揃え、区民が区立施設の会議室を利用する際などに、活用できるようにしています。区民等への貸し出しについては、令和2年9月から新宿区社会福祉協議会にある新宿区視覚障害者交流コーナー・新宿区聴覚障害者交流コーナーで実施しています。 障害者計画の中では、個別施策⑳「多様な手法による情報提供の充実」として掲載しています。
105	133	個別施策㉑ ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進	横断歩道から歩道への段差をなくしてもらいたい。	E ご意見として伺います。 歩道の段差については、視覚障害者の方が歩車道の境界を認識する為の構造となっており、車いすでの利用とのバランスから2cmの段差を基準として設けています。 段差の大きな交差点があればご相談をお受けしています。
106	133	個別施策㉑ ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進	交通バリアフリーが進んできたが、視覚障害者にとってはまだまだ多くの危険と不安がある。改善を望む。	D ご意見は今後の取組の参考とします。 区では、高齢者や障害者等の誰もが円滑な移動を確保できるよう移動等円滑化促進方針の策定に取り組んでいます。
107	133	個別施策㉑ ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進	「ホームドアやエレベーターの設置を促進」の文中に「ホームかさあげ」という文言を追加してほしい。	D ご意見は今後の取組の参考とします。 現在、鉄道事業者では、ホームと車両の段差・隙間の対策を進めており、区としては、その対策の進捗状況を確認していきます。
108	133	個別施策㉑ ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進	多機能トイレに機能を集中した結果、使いたい時に使用できないことがある。機能分散型のトイレの検討をしてもらいたい。	D ご意見は今後の取組の参考とします。 新宿区では、令和2年3月に「新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例」及び「同条例施行規則」を制定しました。同規則では、区内の建築物等の都市施設を新設又は改修しようとする際の整備基準を定め、それを解説した「施設整備マニュアル」を頒布しています。このマニュアルの中で、整備の基本的考え方や図や解説等で「機能分散に配慮した便所の配置」の例を紹介し、事業者の自主的・自発的な取組を促しています。 また、一定の種類及び規模以上の民間建築物については、建築主や設計者等に対して計画の早い段階から実施する、同条例に定める事前協議等を活用しながら、機能分散型トイレの考え方を取り入れた施設整備を含め、きめ細かく指導を行っています。公園トイレや公衆トイレは、設置場所や施設規模に制約があり、まとまった大きさの施設をつくることは難しい面があり、今後とも、施設規模や利用状況等を十分勘案しながら、多機能トイレ等の整備を進めていきます。

No.	素案頁	施策別	意見要旨	区の考え方
109	133	個別施策⑳ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進	多機能トイレの中に重度の成人の肢体不自由者が使用できるユニバーサルシートを区立施設には標準として備えるように、また民間の施設には指導してほしい。	D ご意見は今後の取組の参考とします。 新宿区では、令和2年3月に「新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例」及び「同条例施行規則」を制定しました。同規則では、区内の建築物等の都市施設を新設又は改修しようとする際の整備基準を定めています。 この整備基準には、大型ベッドその他の着替えをすることができる設備を設けることを定めています。 また、一定の種類及び規模以上の民間建築物については、建築主や設計者等に対して計画の早い段階から実施する、同条例に定める事前協議等を活用しながら、大型ベッドを取り入れた施設整備を含め、きめ細かく指導を行っています。公園トイレや公衆トイレの多機能トイレの整備にあたっては、施設規模や利用状況等を十分勘案しながら、必要な設備の検討を行っていきます。
110	133	個別施策⑳ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進	鉄道駅のバリアフリー基盤をより一層進めてほしい。	D ご意見は今後の取組の参考とします。 なお、現在、鉄道事業者では、ホームと車両の段差・隙間の対策を進めており、区としては、その対策の進捗状況を確認していきます。
111	134	個別施策⑳ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進	車いす使用者が単独で乗降できる駅を周知してほしい。	B ご意見の趣旨は計画の方向性と同じです。 「新宿らくらくバリアフリーマップ」では、区内37の駅のバリアフリー情報を掲載しています。また、区のホームページに各鉄道事業者のバリアフリー情報が掲載されているページをリンクさせることで、車いすで単独乗降できる駅の情報を提供しています。 障害者計画では、重点的な取組として、個別施策⑳「ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進」に掲載しています。
112	134	個別施策⑳ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進	駅前等の駐輪場の更なる増設を図ってほしい。	D ご意見は今後の取組の参考とします。 区では、駐輪場として活用できる用地が限られている中で、多くの方が駐輪場を利用できるよう、いつでもだれでも利用可能な時間利用の駐輪場の拡充を進めています。
113	134	個別施策⑳ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進	「らくらくバリアフリーマップ」に正確な情報を掲載してほしい。	C ご意見の趣旨に沿って、計画を推進します。 「新宿らくらくバリアフリーマップ」に掲載されている施設情報は、新築や未掲載の施設を中心に年に1回以上の頻度で定期的な更新をしているほか、誤った施設情報は確認が取れ次第速やかに対応していきます。
114	138	個別施策㉑防災・防犯対策の推進	災害に対応する多様な避難体制を望む。	D ご意見は今後の取組の参考とします。 現在区では、防災区民組織を中心とした「避難所運営管理協議会」を各一次避難所に設置し、区内で震度5弱以上の地震が発生した場合には、本協議会が自主的に一次避難所を開設することとしています。そして、区も迅速に応急活動態勢を整えて避難所の運営支援を行っていきます。

No.	素案頁	施策別	意見要旨	区の考え方
115	138	個別施策④ 防災・防犯対策の推進	第一次避難所を経由しないで福祉避難所へ入れるようにしてもらいたい。	E ご意見として伺います。 福祉避難所(二次避難所)へ直接避難することについては、福祉避難所の被害状況を確認した上で、人的・物的な態勢を確保する必要があることから、まずは、一次避難所へ避難された後に、二次避難所の態勢が整い次第、ご本人やご家族等の意思やご希望を確認したうえで移動していただきます。 なお、水害のおそれがある場合は、風雨がピークとなる前に、区職員が避難所を開設し、避難者の支援を行います。また、避難に際しては、警察、消防、防災区民組織、民生委員等とも連携しながら避難誘導を行います。
116	138	個別施策④ 防災・防犯対策の推進	障害児者が福祉避難所の開設を待つて自宅から直接避難することも検討してほしい。	E
117	138	個別施策④ 防災・防犯対策の推進	災害時における避難所・福祉避難所の整備、移動支援、医療体制の(感染症対策も含めた)整備を検討・推進するべきである。	D ご意見は今後の取組の参考とします。 一次避難所の整備については、学校の建て替えや大規模改修に併せて段差解消等のバリアフリー化を進めていきます。また、ソフト面の整備については、避難所運営管理協議会組織へ新たに「女性・子ども部」を創設し、要配慮者の支援を行っていきます。さらに、避難所利用計画においても要配慮者の専用室を指定し体制の充実を図っています。なお、一次避難所を増やすことについては、現在考えておりません。 次に、移動手段については、警察、消防、防災区民組織、民生委員等と連携し、安全を確保しながら避難誘導を行うとともに、区内のタクシー会社との協定を活用し、車両での移動が必要な方にはタクシーによる移動を実施します。 最後に、医療体制については、特別出張所の管轄地域ごとに1か所ずつ(合計10か所)医療救護所を指定しており、拠点医療機関と連携し災害時に医療体制を整えています。 各避難所においては、避難所運営管理協議会組織の中の「救護衛生部」や「女性・子ども部」を中心にできる限りのケアを行うとともに、区は、災対健康部の医療職による「健康管理チーム」を編成し避難者等の感染症対策や健康の維持を行っていきます。 また、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、新たに、避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを策定するとともに、マスク、消毒液、フェイスシールドなどの感染症対策用品についても、全ての一次避難所に配備しました。感染症対策については、今後、避難所運営管理協議会や関係団体等と連携しながら、避難所における感染症対策の実効性を高めていきます。 なお、福祉避難所の整備については、民間事業者との協定締結により、施設数の拡大を図っていきます。
118	138	個別施策④ 防災・防犯対策の推進	スピード感をもって、一次避難所のバリアフリーの整備を推進してもらいたい。ハード面の整備以外にも、必要物品等を備える必要がある。	D ご意見は今後の取組の参考とします。 一次避難所の整備については、学校の建て替えや大規模改修に併せて段差解消等のバリアフリー化を進めていきます。また、ソフト面の整備については、避難所運営管理協議会組織へ新たに「女性・子ども部」を創設し、要配慮者の支援を行っていきます。さらに、避難所利用計画においても要配慮者の専用室を指定し体制の充実を図っています。なお、一次避難所を増やすことについては、現在考えておりません。 なお、小・中学校のバリアフリー環境の整備は、今後の大規模改修工事や建替え等の機会を捉え推進していきます。

No.	素案頁	施策別	意見要旨	区の考え方
119	138	個別施策④ 防災・防犯対策の推進	地震や水害など災害から障害者を守り生活を支援する計画と同様に、感染症から障害者を守る施策を計画化すること。また、障害者等を対象とした感染症対策用品の備蓄体制を整えること。	B ご意見の趣旨は計画の方向性と同じです。 なお、衛生用品の配布については、適切に対応しています。 第2期新宿区障害児福祉計画・第6期新宿区障害福祉計画に位置付ける事業については、「新たな日常」を基軸に感染症対策を行いながら、サービスを提供することとしました。 障害者計画では、個別施策④「防災・防犯対策の推進」として掲載しています。
120	138	個別施策④ 防災・防犯対策の推進	在宅で一人暮らしの重度障害者の個別の避難計画を策定してほしい。	B ご意見の趣旨は計画の方向性と同じです。 要配慮者災害用セルフプランの普及啓発のため、郵送による作成勸奨及び地域説明会を開催し、作成支援を実施しました。そのほか、関係団体への説明や各種会議での情報提供など、機会を捉えて要配慮者災害用セルフプランの周知活動を実施し、普及啓発に努めていきます。 障害者計画の中では、個別施策④「防災・防犯対策の推進」として掲載しています。
121	138	個別施策④ 防災・防犯対策の推進	一人一人の障害特性に応じた「個別プラン」による防災対策を図ってほしい。	B ご意見の趣旨は計画の方向性と同じです。 要配慮者災害用セルフプランの普及啓発のため、郵送による作成勸奨及び地域説明会を開催し、作成支援を実施しました。そのほか、関係団体への説明や各種会議での情報提供など、機会を捉えて要配慮者災害用セルフプランの周知活動を実施し、普及啓発に努めていきます。 障害者計画の中では、個別施策④「防災・防犯対策の推進」として掲載しています。
122	138	個別施策④ 防災・防犯対策の推進	在宅避難をしている人を予め把握し、物資の配布をどのようにするか一次避難所の運営者に対し、計画するように区として周知してほしい。	D ご意見は今後の取組の参考とします。 発災時には防災区民組織、民生委員・児童委員による地域の方からの安否確認が実施されます。その際に、在宅避難をされている方についてできるだけ情報を集め、共有することとしています。その情報を基に物資の配布を可能な限り実施していきます。
<b>第3部 障害福祉サービス等の提供体制確保の方策【第2期新宿区障害児福祉計画・第6期新宿区障害福祉計画】</b>				
<b>第3章 第2期障害児福祉計画・第6期障害福祉計画の目標</b>				
123	160	成果目標3	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築過程において、地域課題の絶えずの「洗い出し」が必要であり、多職種による協業支援についての検討・実践が望まれる。	B ご意見の趣旨は計画の方向性と同じです。 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築においては、地域の関係機関との緊密な連携が不可欠です。今後も、医療・保健・福祉の各分野が抱える課題を抽出し、改善方法等について検討を重ねていきます。 障害福祉計画の中では、目標3「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」として掲載しています。
<b>第4章 サービス必要量見込、サービス提供体制確保の方策</b>				
124	164	第2期新宿区障害児福祉計画(障害児支援)必要量見込	障害児放課後等デイサービスやショートステイの整備目標を引き上げ、増設を進めてほしい。	D ご意見は今後の取組の参考とします。 知的障害児や発達障害児を対象とした事業所は増加傾向にある一方、肢体不自由児、医療的ケア児の受入れ事業所が少ない現状があります。障害種別に関わらず、必要とする子どもが通えるような支援が課題で、事業者に対する働きかけは適宜行っております。 ショートステイについては、グループホーム建設の計画がある時には併設するよう、事業者に働きかけていきます。

## ■ 障害者団体への説明会における意見要旨と区の考え方

No.	素案頁	施策別	意見要旨	区の考え方
<b>計画全体</b>				
1	-	計画全体	パブリックコメントの動画に手話通訳・字幕がない。	E 今後も、障害者への障害の特性に応じたコミュニケーション支援等の充実を図り、ご指摘の点を含め、情報のバリアフリーを促進していきます。
<b>第1部 総論</b>				
<b>第1章 計画の策定にあたって</b>				
2	4	計画の位置づけ	高齢者福祉等、他計画との関連性についてもう少し踏み込んで記載してほしい。	A 2 計画の位置づけ(1)新宿区障害者計画にある文言を以下のように修正します。 「新宿区基本構想・新宿区総合計画・新宿区実行計画、その他子どもや高齢者に関する行政計画等との整合性を保ちながら、必要な見直しを行います。」
<b>第3章 計画の基本理念と基本目標</b>				
3	44	3 基本目標	中・重度障害者の地域生活を支える手立てについて教えてほしい。	F 本計画に記載している様々なサービスを複合的に利用していただくことが現在の施策方針です。一つ一つのサービスを充実させ、障害者施策全体の推進を図っています。
<b>第2部 障害者施策の総合的展開【新宿区障害者計画】</b>				
<b>第3章 施策の展開</b>				
4	54	個別施策① 相談支援の充実	「相談支援の充実」というのは人員が増えるのか。	F 相談員の人数を増やすのではなく、各相談支援専門員の相談員の知識や質を高めることで充実を図っていきます。
5	54	個別施策① 相談支援の充実	力のある相談支援専門員がいるとその人の暮らしが豊かになっていくのが目に見えて分かることがある。相談支援専門員の育成を強化し事業所を増やすこと等も目標に入れてもらいたい。	E 障害福祉サービス事業所の開設相談の際に、相談支援事業の実施を勧奨していきます。
6	54	個別施策① 相談支援の充実	予算を担保したかたちで基幹相談支援センターや計画相談等に関わる事業所の機能強化が重要。	E 障害福祉サービス等の必要量見込みに沿った、予算措置を行っていきます。今後も地域生活支援体制の推進を重点的な取組として計画に掲げ、相談支援支援事業所との連携により体制を充実していきます。

No.	素案頁	施策別	意見要旨	区の考え方
7	54	個別施策① 相談支援の充実	基幹相談支援センター内に「強度行動障害」の専門家を配置してほしい。	E 行動障害を含め、障害種別によって異なるニーズに沿った対応ができるように、基幹相談支援センターと区立障害者福祉センター、区立障害者生活支援センター、シャロームみなみ風のそれぞれの拠点施設が地域生活支援体制の中心となって専門性を高めるための研修などを行ってまいります。
8	54	個別施策① 相談支援の充実	基幹相談支援センターにはどのような専門家がいますのか。	F 新宿区基幹相談支援センターの職員は令和2年度現在、17名の職員体制となっています。そのうち、有資格者は次のとおりです。 保健師(2名)、相談支援専門員(11名)、介護福祉士(1名)、社会福祉士(5名)、精神保健福祉士(2名)、公認心理師(1名)、医療的ケア児等コーディネーター(1名) ※なお、資格( )内の人数は、延べ人数です。
9	57	個別施策① 相談支援の充実	計画で「強度行動障害」について触れられていない。	A 個別施策の方向【相談支援とサービス等利用計画】について、以下のように修正します。 「身体障害・知的障害・精神障害のほか、医療的ケアや強度行動障害等の障害特性にも対応した専門性を高めるための研修…」 また、資料編の用語集において、「強度行動障害」について説明を加えます。
10	57	個別施策② 日常生活を支える支援の充実	子の介護をしていた親が病気になったが、ヘルパーに入浴をお願いできるようになり、在宅生活を継続できている。	E 今後も家庭状況に応じた支援を行ってまいります。
11	70	個別施策② 日常生活を支える支援の充実	巡回入浴サービスの利用制限はあるのか(二人体制で毎日来てもらいたい)。	F 巡回入浴サービスは年間の利用回数52回の中で、入浴日を調整していただく他、障害福祉サービスの身体介護による入浴介助の利用については個別にご相談ください。
12	70	個別施策⑦ サービスを担う人材の確保・育成	相談支援専門員はもっと現場に入って勉強する機会を持ってほしい。作業所間の交流も増やしてほしい。	B 障害者支援に係わる職員等が他の障害者支援機関において、窓口での相談業務や施設での直接支援等を体験するとともに、障害者の地域での生活やニーズを知ること等を目的に、区職員、区内の障害者支援機関の職員を対象にした相互研修を実施しています。今後も同研修を有効に活用し、交流の機会を創出します。
13	74	個別施策⑦ サービスを担う人材の確保・育成	軽度知的障害者の地域生活を支えるヘルパーを育成してほしい。	D 人材確保・育成は重要課題として認識しています。区ではハローワーク新宿と連携し、福祉人材の確保を行うための取組を実施しています。また、基幹相談支援センターによる研修と、地域生活支援体制整備の一環としてのシャロームみなみ風への委託による専門性向上のための研修を引き続き実施してまいります。
14	74	個別施策⑨ 地域生活支援体制の推進	重複障害で精神障害のある方が増えている。相談窓口である生活支援センター以外にも連絡が多く来ているので他の拠点施設とももっとうまく連携してほしい。	B 今後、基幹相談支援センターと地域生活支援拠点の、それぞれの機能強化及び連携の促進を行います。

No.	素案頁	施策別	意見要旨	区の考え方
15	74	個別施策⑨ 地域生活支援体制の推進	協力機関施設が基幹相談拠点と連絡を密に取り合って事業を進めて行くということを明記してほしい。	B 基幹相談支援センターを中心に、区内3か所の拠点施設及び他の区内の指定特定相談支援事業所とも連携し、協働してサービス等利用計画作成の円滑な推進を図るとともに、ケアマネジメントによる、障害者の多様な生活ニーズに対応できる相談窓口全体の質の向上を目指します。
16	74	個別施策⑨ 地域生活支援体制の推進	親の高齢化を見据え、親への支援と子への支援を連携してほしい。	E 相談支援等の機会を通じ、世帯の状況を確認して個別事案を勘案の上、必要なサービスを提供していきます。
17	77	個別施策⑨ 地域生活支援体制の推進	高齢者福祉と障害者福祉の連携を密にし、障害者が高齢になった時の対応をしっかりと考えてほしい。	B 高齢者になっても、地域で暮らし続けるため、介護サービス関係者と連携をとり施策を進める事を計画に盛り込んでいます。
18	86	個別施策⑪ 障害等の早期発見・早期支援	保健の分野と連携して、出産前から障害についてのケアに力を入れてほしい。	C 子どもの発達に関する支援は、保健センター、子ども総合センター、保育園、子ども園、幼稚園など複数の機関が行っています。今後もこうした窓口の多様性を維持しながら、連携を強化し、適切に療育や学校教育へとつながる相談体制の充実を図ります。
19	91	個別施策⑮ 放課後支援等の日中活動の充実	トワイルト事業等の記載はないのか。保護者の就労継続のための体制構築について盛り込んでほしい。	E 夕方の時間帯に過ごせる場の需要は認識しておりますが、区立施設において指定管理者の人員確保も難しく、今のところ事業化は考えていません。区では、一人ひとりのサービス利用意向や日常生活・家族状況などを勘案し、必要に応じて日中活動系の通所事業の支給決定に移動支援や居宅介護等のヘルパー利用、日中ショートステイ等の支給決定を合わせて行っています。通所事業の終了後の余暇時間の支援については個別に対応していきます。
20	94	個別施策⑱ 学校教育修了後の進路の確保	学校卒業後の進路について配慮をお願いしたい	B 毎年行っている、特別支援学校の在籍状況調査を今後も継続し、その結果を事業所、学校、区の担当者により構成されている「進路対策等連絡会」で確認していきます。
21	94	個別施策⑳ 住まいの場の充実	サテライト型グループホームの建設を希望する。	E グループホームの今後の利用状況を見守るとともに、法人よりグループホームの開設についての相談を受けた場合には、サテライト型のグループホームへの要望を含め必要な情報を提供し、設置を支援していきます。
22	94	個別施策⑳ 住まいの場の充実	全くの一人暮らしをするのは不安なので、サテライト型グループホームがあれば入居したい。	E

No.	素案頁	施策別	意見要旨	区の方え方
23	94	個別施策⑩ 住まいの場の 充実	清風園跡地グループホームに関する希望と 在宅生活の継続についての不安	E 事業者が独自の発想を活かした提案ができるよう、制約 や条件はできるだけ排除し、意欲と実績を見極めるため、プ ロポーザル方式での選定を行います。障害の対象や規模 等については、公募に参加する事業者の提案によること になりますが、事業者が決定した際は、当事者団体などの 意見を聴く場を設けることができるよう調整の場を図っていき ます。
24	94	個別施策⑩ 住まいの場の 充実	清風園跡地グループホームに対する要望を 聞いてほしい	E
25	94	個別施策⑩ 住まいの場の 充実	清風園跡地グループホームについて、区と しての希望は出せないのか。区として障害のあ る人がひとり暮らしするためのビジョンを示して いただきたい。アパート活用等ができないので あればその旨回答がほしい。	E
26	94	個別施策⑩ 住まいの場の 充実	清風園跡地グループホームについて、知的 障害と肢体不自由を分けて建物を建てる、区 が建物を建ててグループホームや作業所等を 募集する、などの体制にできないのか。大きな 建物を建てて運営していく法人があるのかとい う不安がある。	E
27	94	個別施策⑩ 住まいの場の 充実	清風園跡地グループホームの詳細を教えて ほしい	F
28	94	個別施策⑩ 住まいの場の 充実	清風園跡地のグループホームについて、ど の程度の支援が受けられるのか。	F
29	94	個別施策⑩ 住まいの場の 充実	清風園跡地グループホームに対する障害者 団体の要望を聞いてほしい。	E
30	94	個別施策⑩ 住まいの場の 充実	清風園跡地グループホームにおける日中活 動支援について教えてほしい。	F

No.	素案頁	施策別	意見要旨	区の考え方
31	94	個別施策⑳ 住まいの場の 充実	清風園跡地グループホームの障害種別を教えてください。	F 事業者が独自の発想を活かした提案ができるよう、制約や条件はできるだけ排除し、意欲と実績を見極めるため、プロポーザル方式での選定を行います。障害の対象や規模等については、公募に参加する事業者の提案によることとなりますが、事業者が決定した際は、当事者団体などの意見を聴く場を設けることができるよう調整の場を図っていきます。 また、敷地の入り口から建物の入り口まで、既存のスロープは坂が急であるため、エレベーター等を敷地内に設置し、建物入り口までの通路を確保する予定です。
32	94	個別施策⑳ 住まいの場の 充実	清風園跡地グループホームの定員を教えてください。	F
33	94	個別施策⑳ 住まいの場の 充実	清風園跡地グループホームにリフトやエレベーターは付くのか。	F
34	94	個別施策⑳ 住まいの場の 充実	清風園跡地グループホームに車いすユーザーは入居できるのか。	F
35	94	個別施策⑳ 住まいの場の 充実	若年性認知症を受け入れてくれる施設を区内に作ってほしい。	E 2か所の公有地における施設整備については、事業者が独自の発想を活かした提案ができるよう、制約や条件はできるだけ排除し、意欲と実績を見極めるため、プロポーザル方式での選定を行います。障害の対象や規模等については、公募に参加する事業者の提案によることとなりますが、事業者が決定した際は、当事者団体などの意見を聴く場を設けることができるよう調整の場を図っていきます。
36	94	個別施策⑳ 住まいの場の 充実	グループホームは近い方が望ましい	E このほか区では、都の制度に整備費補助を上乗せするなど、民間によるグループホーム設置促進を支援していきます。
37	94	個別施策⑳ 住まいの場の 充実	西新宿にもグループホームがほしい	E また、活用できる公有地があるときはグループホーム設置を視野に入れて検討し、社会福祉法人等と協議し、法人の特性を活かしながら、多様なグループホームの整備につながるよう取り組んでいきます。
38	94	個別施策⑳ 住まいの場の 充実	身近な地域にグループホームをつくってほしい	E
39	94	個別施策⑳ 住まいの場の 充実	区としての今後のグループホームの展開について教えてください。	F
40	97	個別施策⑳ 住まいの場の 充実	グループホームに入らずにヘルパーの力を借りて在宅生活を続けることは可能か。	F 例えばALSかつ単身世帯で生活する方もいますので、人工呼吸器の装着や24時間の支援等、ヘルパーの力を借りて在宅生活も可能です。
41	106	個別施策㉑ 入所支援施設 等の支援	区内に入所施設をつくることを将来的には検討してほしい。	E 現時点で区内に入所施設を整備する予定はありません。

No.	素 案 頁	施 策 別	意 見 要 旨	区 の 考 え 方
42	108	個別施策②⑥ 就労の継続及び復職等の支援の強化	就労している中でかなり精神的にダメージを受けていた場合、ジョブコーチが心理的なケアをどのようにしているのか。	F 新宿区勤労者・仕事支援センターでは、障害者の就職準備や求職活動などの就労支援のほかに、就労にかかわる範囲で、生活の整え方や体調のコントロールの相談といった生活支援も行っています。
43	111	個別施策②⑦ コミュニケーション支援・移動支援の充実	障害者福祉課に脳性麻痺で言語障害のある人への対応ができる職員を増やすよう改善をお願いしたい。	E 極力多くの職員が言語障害の方とのコミュニケーションを取れるよう努めます。
44	116	個別施策②⑧ 文化芸術・スポーツ等への参加の促進	障害者の方や子どもたちのスポーツを今後どのように地域で広めていくかも関係していると思うので、障害者福祉課以外の横の繋がりを盛り込むことはできないか。	B 関係各課が連携して取り組んでいきます。
45	116	個別施策③⑩ 障害者の差別解消・権利擁護の推進	成年後見人を選ぶのは難しい印象がある。	E 成年後見制度全般に関するご意見やご質問については、新宿区成年後見センターにてご相談をお受けしています。
46	116	個別施策③⑩ 障害者の差別解消・権利擁護の推進	施設入所でも後見人はいた方がいいのか。	F
47	121	個別施策③⑩ 障害者の差別解消・権利擁護の推進	一人っ子で親亡き後、成年後見人をどうしたらいいのか考えている。	F
48	133	個別施策③⑩ 障害者の差別解消・権利擁護の推進	障害別にヘルプマークの種類を増やしてほしい	E ヘルプマークについては都や鉄道事業者等と連携しながら普及啓発を実施しているため、区単独で種類を増やすことは考えていません。
49	133	個別施策③⑨ ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進	多目的トイレのそばに紙おむつの自販機がほしい。	E 紙おむつの種類は利用者によって多岐にわたるうえ（ベビー用・大人用、S・M・L、テープタイプ・履くタイプ等）、対応する自動販売機がないため設置は困難です。
50	135	個別施策③⑨ ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進	認知症の方に配慮した公園等の環境整備を望む。資料の作成にあたっては障害当事者の意見を聞いてほしい。	E 公園の整備にあたっては、利用状況等を十分勘案しながら、認知症の方に特化せずユニバーサルデザインの視点に立った施設整備を進めていきます。
51	138	個別施策③⑨ ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進	区の移動円滑化方針等を踏まえ、障害者計画の中でも何かしら記載する必要があるのではないか。	C 移動等円滑化促進方針については障害者計画等とは別に、コラムとして掲載する予定です。

No.	素案頁	施策別	意見要旨	区の方え方
52	138	個別施策④ 防災・防犯対策の推進	福祉避難所の体制強化をお願いしたい。	E 福祉避難所の整備については、民間事業者との協定締結により、施設数の拡大を図っていきます。 また、ソフト面の整備については、避難所運営管理協議会組織へ新たに「女性・子ども部」を創設し、要配慮者の支援を行ってまいります。さらに、避難所利用計画においても要配慮者の専用室を指定し体制の充実を図っています。
<b>第3部 障害福祉サービス等の提供体制確保の方策【第2期新宿区障害児福祉計画・第6期新宿区障害福祉計画】</b>				
<b>第3章 第2期障害児福祉計画・第6期障害福祉計画の目標</b>				
53	157	成果目標1	区内には医療的ケア児に対応できる放課後等デイサービスは2か所ではないのか。	F 令和元年度の実績で2か所となっていますが、令和2年度放課後等デイサービス事業所が1か所増えました。子ども総合センター発達支援コーナー（愛称「あいあい」）も入れて3か所以上と想定しています。
54	157	成果目標1	放課後等デイサービスの目標値について、区立施設は含まれているのか。	F
55	159	成果目標1	医療的ケア児に対応できる放課後等デイサービスの目標値について、現状維持と表現した方がいいのではないのか。	E
56	159	成果目標2	施設入所者の地域生活への移行は理想だが、実態とは異なる。	E 地域生活移行者に関する目標については、令和元年度生活実態調査において、「施設を退所して必要に応じてサービスを利用しながら新宿区内で生活したい」と回答した区外施設の入所者の割合(3.22%)を区外施設の入所者(154名)で換算した成果目標案となっています。また、施設入所者数の削減に関する目標については、同調査において地域移行のニーズ(7%)と施設入所のニーズ(5.6%)が一定の割合である点に着目した成果目標案です。いずれも、国の基本指針よりも新宿区の現状に近い目標としました。
57	159	成果目標2	施設入所者の削減は難しい。	E
58	159	成果目標2	施設入所者の地域生活への移行に関する目標値について、区民の意向や実態を踏まえて考えてほしい。	B
59	159	成果目標2	地域生活移行者数の実績目標についても、ちゃんとした指導があるのか。	E 令和元年度に実施した障害者生活実態調査において、「施設を退所して必要に応じてサービスを利用しながら新宿区内で生活したい」と回答した区外施設の入所者の割合(3.22%)を区外施設の入所者(154名)で換算した成果目標案ですが、本人が希望しないのに目標達成のために移行するということはありません。
60	159	成果目標2	地域生活とはどういう状態を指すのか。障害者の視点から在宅で支援を受けながら1人暮らしをする人、グループホームを生活拠点にする人、療養施設を生活拠点にする人等をどのくらいの割合にしようという計画は作れると思う。	F 本成果目標における「地域生活への移行」とは、施設入所支援・療養介護の支給決定を受けている方が、福祉施設から自宅やグループホームに移行することをいいます。
61	160	成果目標2	都外施設の入所者を近くの地域に戻すことができれば地域生活移行といえるのか。	F

No.	素案頁	施策別	意見要旨	区のお考え方	
62	161	成果目標3	精神障害者に対応した地域包括ケアシステムと現状のネットワークの関係性はどうか。	F	精神保健福祉連絡協議会等でもご意見を踏まえながら検討していきます。最近のテーマとしては、入院から地域へ移行することに関して、地域の支援者とチームを組んでネットワークを作り、地域で安定して暮らせるような支援を行っています。今後は計画に則り、地域包括ケアシステムの構築について、踏み込んで検討していきます。
63	161	成果目標4	居住サポートについて地域生活支援拠点のイメージ図に組み込めないか。	A	居住サポートを実施している「地域活動支援センター」をイメージ図に追加します。
64	162	成果目標4	目標4 地域生活支援拠点等が有する機能の充実について、もう少し具体的な内容にならないか。ショートステイの利用がままならない状況である。	E	障害者自立支援協議会の中に専門部会を設けており、今後協議会と障害者自立支援ネットワークが情報共有しながら、具体的な課題を検討し、障害者施策協議会において検証することで、区の施策を推進していきます。
65	162	成果目標5	就労に関する成果目標について、人数の定義は。	F	就労の目標値については国からの指針に沿っており、年間で一般企業に移行する人数です。
66	163	成果目標5	就労に定着するのに苦労している人に対する取組みは記載がないのか。	B	施設利用者の一般就労の目標のほか、就労定着支援についても成果目標5(4)において定めています。
67	183	成果目標6	目標6「基幹相談支援センターによる、地域の相談支援事業者への専門的な指導・助言」は、相談支援事業者だけでなく他の事業者にも実施してほしい。	C	指導検査実施にあたっては、事業者ごとの課題への助言に加え事業者共通の課題把握にも努めており、引き続き課題解決に努めていきます。
68	191	3 地域生活支援事業の必要量見込等	高齢の親と知的障害のある子どものケースには、地域福祉権利擁護事業と成年後見制度(任意後見制度も含め)を組み合わせて利用促進や啓発をしてほしい。	E	関係団体へ地域福祉権利擁護事業の普及啓発を図るとともに、高齢者総合相談センター等の関係機関と連携し、親と本人が地域で安心して生活できるよう、本人の財産や権利を守るための取り組みを推進していきます。
<b>第5章 サービス利用における利用者負担と軽減措置</b>					
69	191	利用者負担と軽減措置	障害福祉サービス等の利用料は今後有料になる可能性があるということか。	F	令和3年度から令和5年度に関しては、変更ありません。
70	194	利用者負担と軽減措置	福祉ホーム、地域活動支援センターの利用料は、現状と変わらないのか。	F	変わりません。国は10%が自己負担としていますが、新宿区は独自に無料としています。